

## [事案 2021-113] 死亡保険金支払請求

・令和4年3月9日 裁定終了

### <事案の概要>

がんを直接の原因とした死亡であることを理由に、死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

被保険者が死亡したため、昭和61年11月に契約したがん保険にもとづき死亡保険金を請求したところ、約款に定める支払事由（がんを直接の原因とした死亡）に該当しないとして支払われなかったが、以下の理由により、保険金を支払ってほしい。

- (1) 死亡診断書によれば、死亡原因は「肺炎」とされているが、被保険者は肝臓がん罹患しており、死亡する直前まで肝臓の治療を受けていた。
- (2) 死亡診断書を作成した医師は、被保険者の肝臓疾患のかかりつけではない。
- (3) 被保険者のPIVKA-IIの値が、死亡直前に高い数値になっており、肝臓がんの状況は非常に悪かったことを鑑みると、死因は肝臓がんと肺炎との合併症と考えるのが自然である。
- (4) 被保険者は、契約時に十分な説明を受けていない。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 死亡診断書によれば、被保険者は肺炎で死亡しているため、「がんを直接の原因」とした死亡ではないことから、約款にもとづく死亡保険金の支払対象ではない。また、死亡診断書等の記載の正確性に疑義はない。
- (2) 契約申込書には、しおり・約款を受領したことの押印があるが、しおり・約款には支払事由も含めた保障の範囲が記載されている。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、死亡保険金請求時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、独自に、医療記録にもとづいて第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考とした。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、被保険者ががんを直接の原因として死亡したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。